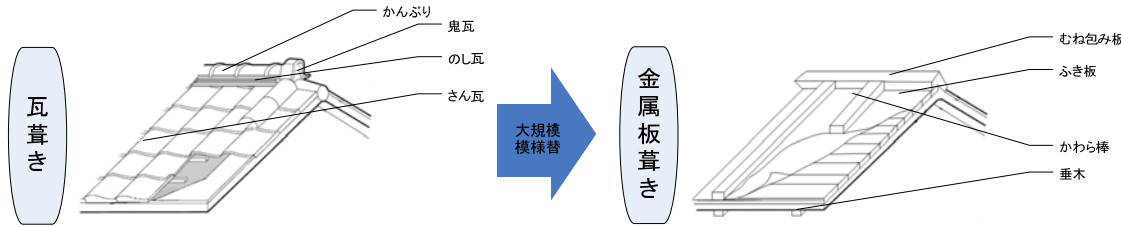


# 建築基準法における大規模修繕等とは

参考

## 1. 建築基準法における大規模修繕等の定義(建築基準法第2条第14号 および 15号)

建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替え」と定義され、例えば6本の柱のうち4本を修繕すれば、大規模修繕とされる。また、瓦葺の屋根を全面金属板葺きに変更する行為は、大規模模様替とされる。



## 2. 情報システムにおける主要構造部と建築基準法における主要構造物の比較(参考)

情報システム

建屋等

#	構造	用語説明	主要部
1	アプリケーション	指定3法人業務を推進する上で必要とされる業務機能。	○
2	ハードウェア	ハードウェアとは、コンピュータを構成している電子回路や周辺機器などの物理的実体のこと。	○
3	ソフトウェア	コンピュータを制御する手順・命令をまとめたものをソフトウェアと呼ぶ。	○
4	データベース	複数のアプリケーションソフトまたはユーザによって共有されるデータの集合のこと。	○
5	ミドルウェア	アプリケーション利用される機能は、自動車リサイクルの基盤の機能に限定される。ハードウェアを制御するソフトウェアに備わっている機能は、極めて基本的なものに限られることから、アプリケーションとコンピュータの連携で必要とされる機能をミドルウェアとして提供する。	○
6	ネットワーク・付帯設備	指定3法人と関係者(国土交通省、自動車メーカー等、関連事業者、収納代行サービス会社など)を繋ぐネットワークと付帯設備。	○
7	セキュリティ	情報システムで管理する情報資産の改ざん、漏洩および不正アクセスなどを防ぐことを目的とした情報セキュリティ基本方針に沿って運用されるセキュリティ機能。	○
8	自家発電	一時的な停電等や災害時の備え。	
9	UPS	自家発電装置に切り替わるまでの補助電源など。	
10	空調設備	コンピュータ機器が安定稼働できる環境の維持。	
11	床	空調、災害時の耐震性などを考慮した床構造。	

#	構造	用語説明	主要部
1	壁	空間を仕切り区画を形成するために設けられる、垂直(またはそれに近い)方向に立つ構造物。	○
2	柱	材を垂直に立てて建築物の支えとしたもの。	○
3	床	建物の下面に位置する水平で平らな板状の構造物。	○
4	はり	建物の水平短径方向に架けられ、床や屋根などの荷重を柱に伝える材。	○
5	屋根	主に建物の上部を覆う構造物。	○
6	階段	高低差のある場所への移動を行うために設けられる構造物。	○
7	間仕切壁	建築物の内部空間を仕切るための内壁のこと。	
8	間柱	柱と柱の間に立てられる細い柱のこと。	
9	揚げ床	躯体の上に、レベル調整可能な支持脚で支えられ、浮かして施工されるパネル状の床のこと。	
10	回り舞台の床	舞台中央を円形に切り、回転させることによって舞台装置の転換を容易に行う床のこと。	
11	ひさし	開口部の上に取り付けられる雨よけ用の小型の屋根。	

以上